

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

1. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、「第 12 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 15 項から第 16 項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」でお客様に對し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に對し当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項(1)の規定は、第 19 項(当社の責任)又は第 21 項(お客様の責任)と規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引換後での払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

1.8 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員同様表示コースには、全程にて添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。また労働基準法の定めから勤務中、一定の休息時間を持つ適宜取得させていただきます。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地添乗員同行表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間は、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間之外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかつた場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

1.9 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が次に示すような事由により損害を被られた場合には、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮 ⑤手荷物について生じた本項(1)の損害に起因して 14 日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)。 ⑥運送・宿泊機関等の運行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する手配をいたします。なお、運送・宿泊機関等の運行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

2.0 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては(外の事故による損害金(1500 万円)、後遺障害補償金(1500 万円を上限)、入院見舞金(2 万円~20 万円)及び通院見舞金(1 万円~5 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物 1 個又はお 1 人あたり 10 万円を上限、1 集団型企画旅行お客様 1 名あたり 5 万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対する保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行わない日について(以下は、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中といたしません)。
- (3)お客様が募集型企画旅行に含まれた損害が、お客様の故意、過失、飲酒及び運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボスレース、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライド機、ウルトラライト機等)等搭乗、ジヤロープライン搭乗その他のこれらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは(当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません)、ただし、当該運動中の事故によるものであるときは(当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません)、ただし、当該運動中の事故によるものであるときは(当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません)、
- (4)当社は現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バス券、免許証、査定、預金証書、金券支払機用カードを含みます。各種データその他これらに準ずるもの、損害補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されなければその金額の限度において補償金支払義務、損害補償義務とも履行されないものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

2.1 お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受取るため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることをあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定めた金額とします。

2.2 オプショナルツアーアイテム情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーアイテム」といいます)の第 20 項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーアイテムは、ホームページ・パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

(2)オプショナルツアーアイテムの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合は、当社は、当該オプショナルツアーアイテムに含まれたものに発生した第 20 項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーアイテムが利用日が生れた募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。また、当該オプショナルツアーアイテムの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のものに限ります。

(3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「簡単な情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対する責任は、当社は第 20 項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーアイテムが利用日が生れた募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。が、それ以外の責任を負いません。

2.3 旅行保険

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(たゞじたる①・②・③で規定する変更を除きます)は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生するが明らかな場合には、変更補償金としては、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーペッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払いません)。ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 ①、戦乱 ②、暴動 ③、官公署の命令 ④、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上止・力・遅延、運送・スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑤、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置 ⑥、当社は前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事実段の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物、便のためには必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第 5 項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社・土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンセルページのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ③当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- ④当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部へ当社へ委託することができます。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- ⑤当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様との連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共通して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞの企業の営業案内、お客様のお申込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業について(株式会社 JT B ホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/))をご参照ください。
- ⑥当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

(2)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1 件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は鶴見施設(レストラント)を含みます。その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始したる空港又は旅行終了したる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便又は現地便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は異親等の他の居室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち最も高いホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は異親等の他の居室条件の変更	2.5%	5.0%

注 1:ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間で変更が生じたときは、それの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2: ⑨に掲げる変更については、①~⑧の料金を適用せず、⑨の料金を適用します。

注 3: 1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1 該当事項毎に 1 件とします。

注 4: ④⑦⑧に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊のうち複数じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 变更として取り扱います。

注 5: ④⑤に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6: ④⑥に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注 7: ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものの変更を伴う場合には適用しません。

注 8: ⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注 9: 当社の募集型企画旅行をご参加いただくごとに、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに閑むお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

(5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除のお申し出のあった日の翌日から算起して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日としてまいります。

(6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードへのお支払いができない場合、当社は通常の契約解除を除き、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第 14 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

2.5 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、何かをして場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

2.6 個人情報の取り扱い

(1)当社は、旅行申込の手際に、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受けできないことがあります。

取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事実段の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物、便のためには必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第 5 項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社・土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンセルページのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。

(3)当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部へ当社へ委託することができます。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様との連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共通して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞの企業の営業案内、お客様のお申込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称について(株式会社 JT B ホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/))をご参照ください。

(6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

2.7 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

2.8 その他

(1)お客様が故意のもの内案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内にしてしまします。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)当社の募集型企画旅行をご参加いただくごとに、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに閑むお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸費用が課せられますのでご了承下さい。

2.9 受託販売契約責任営業所